

## 第9回 真室川町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月22日(木) 午前8時55分～午前10時00分

2. 場 所 真室川町役場庁舎 会議室301・302

3. 議 事

- ・報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第24号 農地の賃借料情報及び農作業基準賃金について

4. 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員

梁瀬 裕	庄司 稔	高橋慎知子	高橋 充
新田祥子	阿部邦之	沼澤一夫	佐藤慎一

(2) 欠席委員

園部義和

(3) 傍聴農地利用最適化推進委員

斎藤 功	松沢繁美	小松栄富	佐藤 保
高橋 誠			

(4) 事務局出席者

事務局長	斉藤克智
事務局長補佐	木戸太一
事務局主事補	池田梨央
会計年度任用職員	齊藤瑠依

5. 議事録署名委員

高橋 充	佐藤慎一
------	------

会 長	おはようございます。それでは、第9回真室川町農業委員会総会を始めます。3番の事務報告をお願いします。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	はい。ありがとうございます。次に4番の議事録署名委員は4番委員と9番委員をお願い致します。それでは、5番の議事に入ります。報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い致します。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	報告ありましたが、ご質問やご意見ありませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	ないようですので、報告第8号は決定させていただきます。続きまして、議案22号農地法第3条の規定による許可申請について、説明をお願いします。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	報告ありましたが、私からちょっとお伺いしてもよろしいですか。
事務局長	はい。
会 長	航空写真上で示している地番の農地の区割りとは違って、現地はきれいに整地された田になっています。基盤整備後に登記簿を直してない農地なのでしょうか。
事務局長	ご説明いたします。区画整理されていますが、登記簿上は筆界未定の農地になっています。
事務局補佐	補足説明いたします。この農地を含むエリアは以前基盤整備の候補でしたが、土地の権利者全てから同意をもらう事が困難で、今後もこの筆界未定の農地に関しては同意を得ることができないという結論に至り、基盤整備を諦めた経緯があります。

会 長	では、この農地の登記簿を直すには●●さんにしてもらわなくてはいけないということでしょうか。
事務局長	土地の境界なので、●●さん一人だけではなく隣接する全ての地権者から同意をもらわないと境界線を出せません。この農地は公的な基盤整備ではなく、現状は私設換地の状態で、実際の農地の区画と登記簿上の地番が合わないという状況が何年も続いているという状況だと思われま す。町内には似たような事例が他にも複数あるようです。
会 長	わかりました。他に質問や意見のあるかたはいませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは議案22号は決定させていただきます。次に議案23号農地 法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたし ます。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	みなさんから何か質問や意見ありますか。
9番委員	はい。工事完了予定が令和●年●月●日で、農振除外等の申請は間に 合うのでしょうか。
事務局主事補	はい。工事開始が令和●年●月●日の予定で、今回の総会で許可が下 りた後に県に申請を行い、県から許可が下りる予定が●月中旬から下旬 なので間に合うと思います。
佐藤委員	わかりました。
会 長	他にありませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは議案第23号は決定させていただきます。次に議案24号農 地の賃借料情報及び農作業基準賃金について説明をお願いいたします。

事務局長	【事務局説明】
会 長	説明ありがとうございます。賃借料は本来農家同士が話し合っ て決める事なので、農業委員会が高いとか安いということを決める ものではありませんが、皆さんのご意見をお伺いいたします。最初 に賃借料情報の方からご意見をお伺いいたします。何かありませんか。
9 番委員	はい。相對の部分が入っていないのですね。
事務局長	はい。
会 長	他にご質問等ある方はいらっしゃいますか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは賃借料情報については決定させていただきます。続きま して農作業賃金について、ご意見がありましたらお願いいたします。
9 番委員	はい。全作業について共通なのですが、整備田と未整備田に関し てあまり賃金に差がないのは請け負う方は不満なのではないでしょ うか。未整備田の方の賃金を上げた方がいいと思います。そして、 田と畑の耕起に関してですが、田に比べて畑の方が細かく耕起し ないといけないので時間もかかると思います。その分も畑の耕起 の賃金に反映した方が良くと思います。質問ですが、乾燥・調製 と糶摺りが分かれた項目になっていますが、乾燥・調製に糶摺り は含まないのですか。
事務局長	はい。まず、ご質問の糶摺りに関しては項目を分けて設けてい るので、乾燥・調製に糶摺りは含まれておりません。未整備田の 耕起については、当然未整備田は手間がかかると思います。皆 さんのご意見もいただきたいと思ひます。
会 長	例えば糶摺りだけを依頼する時は、乾燥・調製の 16%未満 までを基準にするというやり方もお互いに話し合った上ででき ると思ひます。ただ、昨今の物価上昇等を鑑みると 16%未満 で 550 円は低いと思ひます。

4 番委員	はい。私は、耕起・代かき・田植え・コンバイン刈を一括の場合と、それぞれ個別に分けた場合とでは、一括の方が 4,000 円安くなってしまいうことに疑問を感じます。
2 番委員	はい。色々な機械の価格がここ数年で急激に上がっています。コンバインは 1,000 万円台が当たり前のようになっています。ちょっとした部品も高く整備費も同様に上がっています。そういった事を考えると、今年度中は難しくても、機械代を補填出来て、且つ作業代も捻出出来る金額を調査して、農業委員会として提示出来るようにした方が良いと思います。このままでは、今後農家は急激に減っていくと思います。
5 番委員	はい。質問ですが、人力の部のオペレーターは防除のオペレーターということでしょうか。
9 番委員	違うと思います。個人でヘリコプター持っているならオペレーター代が発生するかと思いますが、個人でヘリコプターを持っている人はまずいないと思います。防除を委託する際は、オペレーターや機械込みで作業すると思いますので、オペレーター代も含まれた上での防除の金額になると思います。
会 長	最近では個人でドローン所有している農家もいるので、そういった場合は操縦を依頼した場合にオペレーター代が発生するのではないかとはい思います。
5 番委員	はい。わかりました。
事務局長	はい。提案ですが、今日この場で決定するのは難しいと思います。本日皆さんから出されたご意見や、他市町村の状況も参考にして、再度農作業基準賃金表を作成しますので、次回 3 月の総会で再度皆さんにご審議いただくのはいかがでしょうか。3 月下旬には町内に回覧したいと思っていますので、次回総会を少し早めて開催させていただきたいと思っています。
会 長	ただいま事務局長より提案ありましたが、皆さんいかがでしょうか。他に質問や意見はありますか。
各 委 員	ありません。

会 長     それでは議案第24号の農作業賃金については、次回総会で再度審議させていただきます。

事務局長    次回総会は3月22日でよろしいでしょうか。

会 長     はい。良いと思います。では皆さん、次回総会は3月25日の予定でしたが、3月22日へ変更してください。  
これで第9回の総会を終了します。ありがとうございました。

議 事 録 署 名 人

会長

印

---

委員

印

---

委員

印

---